

原議保存期間	5年(令和13年3月31日まで)
--------	------------------

佐 本 備 二 発 第 7 7 号

令 和 8 年 2 月 2 5 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

有 効	5年(令和13年3月31日まで)
災害対策第一係	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

**「佐賀県警察新型インフルエンザ等対策行動計画」の改正
について(通達)**

本県警察の新型インフルエンザ等対策については、「佐賀県警察新型インフルエンザ等対策行動計画の改正について（通達）」（令和4年9月21日付け佐本備二発第294号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、別添のとおり「佐賀県警察新型インフルエンザ等対策行動計画」を改正したので、遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

令和 8 年 2 月 25 日

佐賀県警察新型インフルエンザ等対策行動計画

佐賀県警察

【目 次】

第1章	計画の目的及び実施に関する基本的な方針	1
第1節	計画の目的、構成等	1
第2節	実施に関する基本的な方針	2
第2章	準備期における措置	3
第1節	実施体制の整備	3
第2節	感染対策の準備	5
第3節	水際対策等に備えた管理者対策	5
第4節	多数死体取扱いに備えた措置	6
第3章	初動期における措置	8
第1節	実施体制	8
第2節	感染対策	9
第3節	水際対策の支援	11
第4節	医療活動の支援	13
第5節	社会秩序の維持	13
第6節	新型インフルエンザ等の発生時における措置に対する支援等	14
第7節	条例の改正等への対応	14
第4章	対応期における措置	15
第1節	実施体制	15
第2節	感染対	15
第3節	水際対策の支援	15
第4節	医療活動の支援	15
第5節	多数死体取扱いに当たっての措置	15
第6節	社会秩序の維持	15
第7節	新型インフルエンザ等の発生時における措置に対する支援等	15
第8節	新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置に対する支援等	15
第9節	緊急事態措置に対する支援等	16
第10節	条例の改正等への対応	16
第11節	小康状態となった場合の措置	16
第5章	国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	17
第1節	目的	17
第2節	国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策	17
第3節	防疫措置の支援	17

第1章 計画の目的及び実施に関する基本的な方針

第1節 計画の目的、構成等

第1 目的

この計画は、病原性が高い新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下同じ。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として制定された特措法第6条に基づき作成された新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定。以下「政府計画」という。）を踏まえて策定された国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年10月10日策定。令和7年3月28日一部改正）及び特措法第7条に基づき作成された佐賀県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年1月31日作成。令和7年3月31日一部改正。以下「県計画」という。）に基づき、佐賀県警察及び九州管区警察局佐賀県情報通信部（以下「県警察等」という。）が、その所掌事務につき、新型インフルエンザ等の発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ定め、治安の維持に必要な警察活動を確保しつつ、各種混乱による不測の事態にも的確かつ迅速に対処することを目的とする。

第2 構成

この計画の構成は、政府計画及び県計画の「準備期」に対応するものとして第2章「準備期における措置」を、政府計画及び県計画の「初動期」に対応するものとして第3章「初動期における措置」を、政府計画及び県計画の「対応期」に対応するものとして第4章「対応期における措置」を置き、各章において実施する事項をそれぞれ定めるとともに、項目ごとに主管課等を明記することとする。

また、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合は、特措法の対象ではないが、関連する事案として第5章に対策を記載することとする。

第2節 実施に関する基本的な方針

この計画の実施に当たっては、県警察等各部門が相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生時における治安の維持に万全を図るとともに、知事部局等の関係機関との積極的な協力により、政府計画、県計画等に基づく新型インフルエンザ等対策の推進に寄与するよう努める。

佐賀県警察（以下「県警察」という。）は、県警察職員等の感染が確認された場合をはじめ、必要に応じて適宜、この計画の実施状況、新型インフルエンザ等の発生状況等について佐賀県公安委員会（以下「県公安委員会」という。）に報告するとともに、県公安委員会を的確に補佐し、その権限に属させられた事務の迅速かつ適切な実施に努める。

また、新型インフルエンザ等のパンデミックにより不測の事態が生じた

場合においても、県公安委員会における意思決定が円滑に行われるよう、事態の推移に応じて必要な対応を行うものとする。

あわせて、県公安委員会の行う許可等の行政事務を含め、継続の必要性の高い通常業務を継続するために必要な体制の確保に努める。

さらに、新型インフルエンザ等のパンデミックは、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されるところであり、県計画等についても随時最新の科学的な知見を取り入れ見直すこととされていることから、県警察としては、今後もこうした改定作業に参画するとともに、情勢の変化や県計画等の改定等に対応して、この計画を適時適切に見直し、必要な修正を加える。

第2章 準備期における措置

第1節 実施体制の整備

第1 対処体制の整備

県警察等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、総合力を発揮して対処し得る体制を構築するとともに、緊急時の職員の招集・参集基準、連絡手段等必要な事項を定め、随時見直しを図る。（各所属）

第2 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報収集の手段及び方法

県警察は、新型インフルエンザ等に関する情報を的確に収集するため、警察庁、知事部局等の関係機関との報告・連絡体制を整備する。その際、情報が迅速かつ正確に伝達されるようにするため、窓口担当課、担当者、夜間における連絡手段等を明確にし、連絡担当者に周知徹底する。（警備第二課）

2 発生状況の把握と分析

県警察は、新型インフルエンザ等の発生の疑いがある情報を入手した場合には、警察庁に速報するとともに、所要の体制を確立して、情報を集約し、分析評価を行い、関係機関に共有する。（警備第二課）

第3 業務継続に向けた措置

1 優先順位の高い業務の選別

県警察等は、新型インフルエンザ等がまん延し、欠勤者が増加した場合であっても、治安維持機能を保持し続けるため、欠勤の状況に応じ、優先度の高い業務に職員を集中させるなどの措置が講じられるよう、業務継続計画を定める。（各所属）

2 公共交通機関停止時に備えた庁舎利用

県警察は、新型インフルエンザ等がまん延し、公共交通機関が停止した場合に備え、庁舎内において職員が一時的に休憩する場所を確保するための庁舎利用の規制について、あらかじめ検討する。（会計課）

3 備蓄食料の管理

県警察は、新型インフルエンザ等がまん延し、食料の入手が困難となった場合に備え、備蓄食料の適切な管理を図る。（会計課、警備第二課）

4 契約業者による食事の提供の停止時における被留置者の食事の確保

県警察は、新型インフルエンザ等がまん延し、被留置者の食事について契約業者からの入手が困難となった場合に備え、被留置者の食事の入手手段の整備を図る。（留置管理課）

第4 装備資機材に関する措置

1 装備資機材の円滑な運用に向けた措置

県警察は、新型インフルエンザ等対策に資すると認められる装備資機材が円滑に運用されるよう、装備資機材の性能、使用方法について、職員に対する指導・教養を推進する。（会計課）

2 装備資機材の整備等

県警察は、警察職員への感染対策等を的確に実施するため、新型インフルエンザ等の国内発生時に装備資機材を迅速に活用できるよう、各所属ごとの配備状況を把握するなど適正管理を図るとともに、必要な装備資機材の整備に努める。（会計課）

第5 情報通信の確保

1 通信に関する措置

県警察等は、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合の通信の確保のため、九州管区警察局及び九州管内各県情報通信部と連携した対処体制を整備する。（機動通信課）

2 情報管理に関する措置

県警察等は、新型インフルエンザ等が国内でまん延した場合においても各種情報管理システムを適切に運用するため、担当職員の不在に備えた定型的な業務の手順書の作成、各種情報管理システムの操作方法の教養等を推進する。（各所属、情報管理課）

また、各種情報管理システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、新型インフルエンザ等がまん延した場合においても早期に障害から復旧できるよう、関係事業者等との連絡体制を整備するとともに、関係事業者等と連携した障害の対処体制の確保に努める。（情報管理課、通信指令課、交通規制課）

第6 教養・訓練の実施

県警察は、感染対策をはじめとした新型インフルエンザ等に関する各種対処要領について、職員に対する教養を実施し、周知徹底を図るとともに、新型インフルエンザ等発生を想定した情報伝達訓練、招集・参集訓練及び通信訓練を実施し、知事部局等が主催する各種訓練に積極的に参画することにより、新型インフルエンザ等の発生時における対処能力の向上に努める。

また、訓練等を通じて課題が判明した場合は、対処要領の必要な修正を行う。（警備第二課、厚生課）

第7 特定接種に向けた準備

県警察は、特定接種が円滑に実施されるよう、接種場所及び接種順位をあらかじめ検討する。

また、特定接種の対象者となり得る警察職員等は、別添のとおりである。（警備第二課、厚生課）

第2節 感染対策の準備

第1 職員の感染対策

1 職員及びその家族に対する感染対策

県警察は、感染対策のための基本的措置について、平素から具体的な措置内容を記載した資料を配布するなどにより、職員及びその家族に周知する。(厚生課)

2 職員に対する抗インフルエンザウイルス薬の投与手順の確立

県警察は、職員が感染者等と濃厚接触した場合及び感染者等と濃厚接触する可能性の高い業務に当たる場合において、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与が適切に実施されるよう、平素から、医療機関及び地方公共団体の衛生主管部局との連携強化並びに予防投与等に関する情報収集に努める。(厚生課)

3 職員発症時の対応要領の確立

県警察は、あらかじめ、職員及びその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合又は感染した疑いがある場合の報告・連絡体制を定める。

また、職員の新型インフルエンザ等の感染が確認された場合を想定し、平素から、勤務場所等の清掃及び消毒の方法並びに当該職員と接触した職員への対応要領を定める。(厚生課)

第2 各種警察活動等における感染対策等

1 留置施設における感染対策

県警察は、新型インフルエンザ等の発生時において、被留置者が感染者等となった場合の当該被留置者の診療及び隔離、勾留執行停止の要請等の措置、職員及び他の被留置者の健康診断並びに感染対策の対応方策について定める。

また、被留置者が感染者等となった場合に診療を要請する医療機関及び感染者となった被留置者の入院を要請する医療機関並びに入院させるまでの間に隔離する場所をあらかじめ選定する。(留置管理課)

2 その他の各種警察活動等における感染対策

県警察は、新型インフルエンザ等の発生に備え、各種警察活動に際しての感染対策及び警察施設における感染対策に関し、対応要領を確認するなどの必要な準備を行う。(各所属)

第3 庁舎管理手順の確立

県警察は、あらかじめ、新型インフルエンザ等の庁内での感染対策に必要な庁舎管理の手順を定める。(警務課)

第3節 水際対策等に備えた管理者対策

第1 水際対策に備えた管理者対策

1 国際海空港における管理者対策

県警察は、国際海空港における水際対策に伴う警戒活動の実施に備え、平素から国際海空港管理者等との連携を確認・強化する。

また、県警察は、新型インフルエンザ等の国外発生時に発生国から多数の者が入国することによる混乱や不測の事態の発生を防止するため、平素から、国際海空港管理者等に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施

設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を実施する。

さらに、県警察は、大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、国際海空港における警戒活動に当たり機動隊を運用する場合に備え、機動隊の支援活動計画を策定する。(地域課、警備第二課、機動隊)

2 検疫所等における管理者対策

県警察は、検疫所等及びその周辺における警戒活動の実施に備え、平素から検疫所等の管理者との連携を確認・強化する。

また、県警察は、新型インフルエンザ等の国外発生時に発生国からの入国者に対する検疫及び停留措置が実施されることに伴って検疫所等及びその周辺において混乱や不測の事態が発生することを防止するため、平素から、検疫所等の管理者に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を実施する。

さらに、県警察は、大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、検疫所等及びその周辺における警戒活動に当たり機動隊を運用する場合に備え、機動隊の支援活動計画を策定する。(地域課、警備第二課、機動隊)

第2 医療活動に備えた管理者対策

県警察は、医療機関等における警戒活動の実施に備え、平素から医療機関等の経営者、施設管理者その他の関係者（以下「医療機関管理者等」という。）との連携を確認・強化する。

また、新型インフルエンザ等の発生時に医療機関等において混乱や不測の事態が発生することを防止するため、平素から、医療機関管理者等に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を実施する。

さらに、県警察は、大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、医療機関等における警戒活動に当たり機動隊を運用する場合に備え、機動隊の支援活動計画を策定する。(地域課、警備第二課、機動隊)

第3 感染者の密入国に対する警戒活動に備えた管理者対策

県警察は、新型インフルエンザ等に感染している者の密入国に対する警戒活動の実施に備え、平素から国際空港管理者等や検疫所等の管理者との連携を確認・強化する。(警備第一課)

第4節 多数死体取扱いに備えた措置

第1 多数死体取扱いに備えた医師及び死体取扱場所の確保に必要な措置

県警察は、新型インフルエンザ等の国内発生時において、多数の死体を取り扱わなければならない場合に備え、医師会、地方公共団体等と緊密な連携を図り、検視又は死体の調査への立会いに当たる医師及び死体取扱場所を確保する。(捜査第一課)

第2 多数死体取扱手順の確立

県警察は、新型インフルエンザ等の国内発生時において、多数の死体を

取り扱わなければならない場合に備え、多数死体取扱訓練を実施するなど多数死体取扱手順を確立する。（捜査第一課）

第3章 初動期における措置

第1節 実施体制

第1 県警察対策本部等の設置

県警察は、新型インフルエンザ等が国内外で発生した場合には、警察庁対策本部等及び知事部局等の関係機関との連携を図り、事態を的確に把握して新型インフルエンザ等対策及び治安の維持を確保するため、新型インフルエンザ等のまん延状況、国際海空港・沿岸等の管内状況を勘案し、事態の進展に応じた連絡室又は対策本部（以下「県警察対策本部等」という。）を設置する。

また、管轄区域において新型インフルエンザ等が未発生である場合もあることから、県警察対策本部等に従事する職員の招集・参集に当たっては、その状況に応じて柔軟かつ的確に対応する。（警備第二課）

第2 情報の収集・連絡体制の確立

1 発生状況の把握と分析

県警察は、新型インフルエンザ等が国内において発生し、又は発生した疑いがある場合において、当該発生に係る情報を入手したときは、警察庁に速報するとともに、所要の体制を確立して、情報を集約し、分析評価を行い、関係機関に共有する。（警備第二課）

2 休日・夜間における連絡体制の確立

休日・夜間の当直員は、新型インフルエンザ等が国内において発生した、又は発生した疑いがある場合において、当該発生に係る情報を入手したときは、緊急時の連絡手段を用いて県警察対策本部等の担当者及び警察庁に速報する。（各所属）

第3 業務継続のための執務体制の確立

県警察は、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合には、県警察対策本部等の決定を経て、業務継続計画に定められた体制に移行する。（各所属）

第4 装備資機材の活用

県警察は、装備資機材を有効活用した各種警戒活動の実施、感染対策資機材の確実な着装の徹底等による感染対策を図り、治安維持機能の保持を図る。

また、感染対策資機材等が適切に活用されるよう、新型インフルエンザ等がまん延する期間や地域に応じて当該資機材の柔軟な配備を行うとともに、必要に応じてその補充を図る。（会計課、警備第二課）

第5 情報通信の確保

1 通信の確保

県警察等は、九州管区警察局及び九州管内各県情報通信部と連携して通信の確保に努める。（機動通信課）

2 情報管理機能の確保

県警察等は、各種情報管理システムを適切に運用するため担当職員の不在に対応した体制を確保する。

また、各情報管理システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、適切な障害対応を行えるよう、関係事業者等と緊密に連絡をとり、障害の対処体制の確保を図る。（各所属）

第6 特定接種の実施

県警察は、特定接種を行うことが決定された場合は、速やかに接種体制を構築し、特定接種を実施する。（厚生課）

第2節 感染対策

第1 職員の感染対策

1 職員及びその家族に対する感染対策の周知徹底

県警察は、職員に対し、その家族も含めて新型インフルエンザ等の感染対策のための基本的措置を徹底するよう指導する。

また、テレワークの活用や休暇取得の推進、出勤時の検温の徹底等により、職場における感染防止対策に配慮する。（厚生課）

2 発生地域への海外渡航の中止

県警察は、やむを得ない場合を除き、発生国又は地域への、公務での職員の渡航を延期又は中止し、また、公務以外の目的での渡航を延期又は中止するよう、職員に対し要請する。（警務課）

3 職員に対する抗インフルエンザウイルス薬の投与

県警察は、医療機関及び知事部局と相互に協力し、職員が感染者等と濃厚接触した場合及びその可能性の高い業務に当たる場合において、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。（厚生課）

4 職員発症時の対応

県警察は、職員及びその家族に新型インフルエンザ等の感染が疑われる場合には、医療機関の速やかな受診を勧奨するとともに、他の職員への感染のおそれが高いと認められる職員について、業務に就くことを禁止する。（厚生課）

第2 各種警察活動等における感染対策

1 留置施設における感染対策

(1) 留置業務担当者に対する感染対策の周知徹底

県警察は、国内外における新型インフルエンザ等の発生状況に応じて次の措置を講ずる。

ア 留置開始時の健康状態についての事情聴取において、被留置者の海外渡航歴等を詳細に聴き取るとともに、捜査部門から感染を疑わせる事情の有無に係る情報を入手する。感染が疑われる場合には、健康診断を受けさせるなど当該被留置者の健康状態の早期把握に努める。

また、身体検査、所持品検査等に従事する職員には、マスク及び手

袋を着用させ、当該業務終了後は、手洗い、うがい及び消毒を行わせる。

面会の受付を行う職員には、対応時にマスクを着用させ、面会受付時において、発熱、せき等の症状の有無、感染者等との接触の機会の有無等を面会人に確認し、症状がある面会人又は感染者等と接触の機会があった面会人にマスクの着用を求め、その着用を拒否された場合には、留置施設内における感染拡大防止の必要性を説明して理解を求めるなど、面会人から被留置者への感染の予防に必要な措置を講ずる。

イ 工事業者等の留置施設に出入りする関係者については、あらかじめ、症状がある者又は感染者等と接触の機会があった者の施設内への立入りの自粛を要請する。

ウ 必要に応じて、運動、入浴又は集中護送の中止を検討する。

エ 発生地域においては、発生状況に応じて、職員及び被留置者に対し、手洗い、うがい、消毒及びマスクの着用を行わせる。（留置管理課）

(2) 感染者等の隔離及び早期診療

県警察は、被留置者が感染者等となった場合には、第2章第2節第2の1に定める対応方策に従い、感染者等となった被留置者の診療、隔離等の措置を講ずる。

また、留置業務担当者が感染者等となった場合は、当該担当者に対し、医療機関の速やかな受診を指示し、感染者と診断された場合は治療に専念させるなど、留置業務担当者から被留置者への感染防止に必要な措置を講ずる。（留置管理課）

(3) 感染者等の庁舎内行動経路の確認及び消毒

県警察は、被留置者又は留置業務担当者が感染者等となった場合には、感染者等の庁舎内における行動経路を確認し、滞在した場所や頻繁に接触したと考えられる箇所について必要な消毒を行う。（留置管理課）

(4) 感染者等との接触者の検診

県警察は、被留置者又は留置業務担当者が感染者等となった場合には、その他の被留置者及び留置業務担当者に健康診断を受診させる。

また、感染者等と濃厚接触があった留置業務担当者については、抗インフルエンザウイルス薬の投与を受けるよう指示する。（留置管理課）

2 その他の各種警察活動等における感染対策

県警察は、発生状況に応じ、各種警察活動に際して、また警察施設において、必要な感染対策を行う。（各所属）

第3 その他

1 庁舎管理の手順の周知徹底

県警察は、庁舎警備担当者に対し、新型インフルエンザ等の庁内での感染対策に必要な庁舎管理の手順及び感染時の対応を徹底させる。（警務課）

2 感染対策に関する関係機関・団体への情報提供

県警察は、関係機関・団体に対し、国内外における新型インフルエンザ

等の発生状況及び新型インフルエンザ等の感染対策に関する情報を提供し、
新型インフルエンザ等の感染対策の徹底を図る。(各所属)

3 不特定多数の者が集まる活動の延期又は中止

県警察は、県警察が主催し、又は共催する集会、催事等の不特定多数の者が集まる活動について、国内における新型インフルエンザ等の発生状況に応じて延期し、又は中止する。

また、関係機関・団体に対して不特定多数の者が集まる活動の自粛を要請する。

さらに、これらの措置について広報を行い、住民への周知を図る。(各所属)

第3節 水際対策の支援

第1 国際海空港における警戒活動等

1 国際海空港における警戒活動

(1) 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

県警察は、初動期において、国外で新型インフルエンザ等が発生している場合には、発生国から外国人や在外邦人の多数が入国することに伴う混乱による不測の事態の防止を図るため、国際海空港等の関係機関における自主警備状況及び事故防止に必要な施設内の整理状況を把握し、問題点の改善を促すなど、管理者対策を一層徹底する。

また、発生国から在外邦人が多数帰国すること、又は国内から在留外国人が多数出国することに伴う混乱及び出国自粛勧告に伴う混乱による不測の事態の防止を図るため、警察庁からの指示や関係機関等から支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、十分な対処体制を確立し、かつ、感染対策を徹底した上で、警戒活動を実施する。

(地域課、警備第二課)

(2) 機動隊の運用

県警察は、水際対策に伴い、大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁に速報するとともに、関係機関との連携を強化して、感染対策を徹底した上で、速やかに機動隊を集中運用するなどにより、その沈静化を図る。(警備第二課、機動隊)

2 国際海空港の周辺における交通規制

県警察は、国際海空港の周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、感染対策を徹底した上で、円滑な交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、速やかに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。(交通規制課)

第2 検疫所等における警戒活動等

1 検疫所等における警戒活動

(1) 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

県警察は、国際海空港において、発生国からの入国者に対する検疫及

び停留措置が実施されることに伴う混乱による不測の事態の発生を防止し、検疫及び停留措置が円滑に行われるよう、検疫所等の管理者に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を徹底する。

また、警察庁からの指示や検疫所等関係機関から支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、検疫等の円滑な実施を確保するため、警察庁及び知事部局等の関係機関と報告、連絡調整等の連携を図りつつ、感染対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行う。
(地域課、警備第二課)

(2) 機動隊の運用

県警察は、大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、検疫所等及びその周辺における警戒活動を行うに当たり機動隊を運用する必要があると認められる場合には、その支援活動計画を策定し、感染対策を徹底した上で、機動隊を集中運用する。(警備第二課、機動隊)

2 検疫所等の周辺における交通規制

県警察は、検疫所等の周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、感染対策を徹底した上で、円滑な交通規制を実施する。(交通規制課)

第3 感染者の密入国に対する警戒活動

1 沿岸警備の強化

県警察は、船舶を利用した感染者の密入国を防止するため、関係機関との連携を強化し、感染対策を徹底した上で、不審船や密入国者の取締りに当たるとともに、沿岸部におけるパトロール、検問等の警戒活動を強化する。(警備第一課)

2 関係機関との情報の共有化

県警察は、密入国事件を取り扱った際に把握した感染者等に関する情報を関係機関に提供するなどにより、感染者の密入国に関する情報の共有化に努める。(警備第一課)

3 密入国事件取扱時における留意事項

県警察は、密入国者の取締りに当たり、密入国者の居住地、海外渡航歴、供述内容等から感染の有無を調査するほか、感染者等であることが確認された場合には、検疫所、入国管理局その他の関係機関に速やかに通報し、協力してまん延防止に必要な対応を行う。

また、検疫を受けていない発生国又は地域からの密入国者を取り扱う際は、感染対策を徹底した上で、業務に当たる。(警備第一課)

第4 検疫体制の縮小に伴う措置

県警察は、検疫体制が縮小される場合は、その状況に応じ各種警戒活動等を縮小する。(警備第二課、地域課、交通規制課、警備第一課)

第4節 医療活動の支援

第 1 医療機関関係者等における警戒活動

1 医療機関関係者等との連携の強化

県警察は、医療機関等における警戒活動の実施に備え、医療機関管理者等との連携を確認及び強化する。（警備第二課）

2 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

県警察は、医療機関等における混乱や不測の事態の発生を防止するため、医療機関等の自主警備状況及び事故防止に必要な施設内の整理状況を把握するとともに、問題点の改善を促すなど、管理者対策を一層徹底する。

また、県警察は、医療機関等及びその周辺における混乱を防止するため、警察庁からの指示や関係機関からの支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、十分な対処体制を確立し、かつ感染対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行う。（地域課、警備第二課）

3 機動隊の運用

県警察は、医療機関等及びその周辺における大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁に速報するとともに、関係機関との連携を強化して、感染対策を徹底した上で、速やかに機動隊を集中運用するなどにより、その沈静化を図る。（警備第二課、機動隊）

第 2 医療機関等の周辺における交通規制

県警察は、医療機関等の周辺における交通規制を行う必要があると認められる場合は、感染対策を徹底した上で、円滑な交通規制を実施する。

また、交通規制を実施した場合は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、速やかに住民、運転者等に周知徹底を図る。（交通規制課）

第 3 患者等の搬送の支援

県警察は、医療機関、知事部局等の関係機関から患者又は検体の搬送に伴う支援要請を受けた場合は、混乱時における治安維持活動等の業務に支障のない範囲において、感染対策を徹底した上で、必要な支援を行う。（地域課、交通規制課）

第 5 節 社会秩序の維持

第 1 犯罪の予防一般

1 相談対応を通じた住民等の不安の軽減

県警察は、住民等からの相談について、親身に対応するとともに、必要に応じて適切な相談窓口を教示できるよう、関係機関との連携を確認し、強化するなどにより、住民等の不安の軽減に努める。（広報県民課）

2 混乱に乗じた犯罪の予防に関する取組

県警察は、新型インフルエンザ等の国内発生時における混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、これらの犯罪情報の集約に努めるとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等各種媒体を活用した広報啓発活動を推進する。（広報県民課、生活安全企画課、サイバー犯罪対策

課、刑事企画課)

第2 各種犯罪の捜査

1 関係法令違反の取締り

県警察は国際海空港の検疫所における感染者等に係る検疫所長等に対する検査拒否・妨害等事犯、停留場所又は隔離場所からの逃走事犯、感染者等と診断した際の医師の届出義務違反等の関係法令違反に関する情報入手に努め、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。(生活安全企画課)

2 混乱に乗じた犯罪の取締り

県警察は、新型インフルエンザ等の感染拡大に乗じた犯罪に関する情報を収集するとともに、取締りを徹底する。(各事件担当課)

第3 混乱時における措置

県警察は、新型インフルエンザ等の国内におけるまん延や、まん延防止のために講じられる各種対策への不満等に起因する社会的混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁への報告・連絡を徹底するとともに、知事部局等との連携を強化し、組織の総合力を発揮して混乱の沈静化を図るなど、治安の維持確保を強力に推進する。(各所属)

第6節 新型インフルエンザ等の発生時における措置に対する支援等

第1 住民接種に対する支援

県警察は、住民接種が行われる際、接種会場及びその周辺における混乱等による不測の事態の防止を図るため、市町村と連携を図り、感染対策を徹底した上で、必要な警戒活動等を実施する。(警備第二課、地域課、交通規制課)

第2 臨時医療施設に対する警戒

県警察は、臨時医療施設に対して、第4節に定める措置を講ずる。(警備第二課、地域課、交通規制課)

第7節 条例の改正等への対応

県警察は、新型インフルエンザ等の発生時に緊急に必要な条例の改正等に適切に対応する。(各所属)

第4章 対応期における措置

第1節 実施体制

県警察は、第3章第1節に定める措置を講ずる。

また、管轄区域において新型インフルエンザ等が未発生である場合もあることから、緊急時の職員の招集・参集及び事態の対処に当たっては、その状況に応じて柔軟かつ的確に対応する。（各所属）

第2節 感染対策

県警察は、第3章第2節に定める措置を講ずる。（各所属）

第3節 水際対策の支援

県警察は、対応期においても、水際対策の支援を行う必要がある場合には、第3章第3節に定める措置を講ずる。（警備第二課、地域課、交通規制課、警備第一課、機動隊）

第4節 医療活動の支援

県警察は、第3章第4節に定める措置を講ずる。（警備第二課、地域課、交通規制課、機動隊）

第5節 多数死体取扱いに当たっての措置

第1 多数死体取扱いに当たっての医師・関係機関等との連携

県警察は、感染対策を徹底した上で、多数死体の取扱いに当たって、医師、関係機関等との緊密な連携を図る。（捜査第一課）

第2 多数死体の調査の実施

県警察は、多数死体取扱マニュアルに基づき死体の調査を実施する。（捜査第一課）

第6節 社会秩序の維持

県警察は、第3章第5節に定める措置を講ずる。（各所属）

第7節 新型インフルエンザ等の発生時における措置に対する支援等

県警察は、第3章第6節に定める措置を講ずる。（警備第二課、地域課、交通規制課）

第8節 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置に対する支援等

県警察は、特措法第31条の6の規定に基づき新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべきとされた場合、県知事から事業者等に対して、同法第31条の8の規定に基づく協力要請が行われるに際し、知事からこれに関連する警戒活動や広報啓発活動等について協力依頼を受けた場合は、知事部局と調整し、感染対策を徹底した上で、感染状況に応じた警戒活動等を実施する。（警備第二課、地域課、交通企画課）

第9節 新型インフルエンザ等緊急事態措置に対する支援等

第1 特定都道府県知事等からの応援の要求に対する対応

県警察は、県公安委員会に対して、特措法第38条第1項の規定により読み替えて適用する同法第26条の3規定に基づく特定都道府県知事等からの応援の要求があった場合には、警察庁に報告するとともに、その調整を受けた上で、当該要求を行った都道府県公安委員会から警察法第60条第1項の規定に基づく援助の要求を受け、これに基づき必要な職員を派遣する。（各所属）

第2 感染を防止するための協力要請等に対する支援

1 混乱を防止するための警戒活動

県警察は、特定都道府県知事が使用制限等を要請したことに伴う混乱等による不測の事態の防止を図るため、当該要請の対象となる施設の管理者等に対して自主警備の強化を促すなど、管理者対策を徹底するとともに、感染状況に応じた警戒活動等を実施する。（警備第二課、地域課）

2 特定都道府県知事からの協力要請に基づく警戒活動等

県警察は、特定都道府県知事から住民に対して、外出自粛要請が行われるに際し、当該知事からこれに関連する警戒活動や広報啓発活動等についての協力依頼を受けた場合は、これに的確に対応する。（警備第二課、地域課、交通規制課）

第3 緊急物資の運送に対する支援

県警察は、緊急物資の運送等に対して支援要請があった場合は、これに的確に対応する。（警備第二課、地域課、交通規制課）

第4 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等に関する業務

県警察は、特措法により準用される権利利益特措法に基づく措置に係る事務処理に的確に対応する。（総務課、生活安全企画課、人身安全・少年課、交通企画課、交通指導課、交通規制課、広報県民課）

第10節 条例の改正等への対応

県警察は、第3章第7節に定める措置を講ずる。（各所属）

第11節 小康状態となった場合の措置

県警察は、新型インフルエンザ等の国内における患者の発生が減少するなど小康状態になった場合であっても、引き続き感染対策の徹底及び社会秩序の維持に努める。

また、再度の感染拡大に備え、各種対応の分析及び評価を行い、必要な改善を図った上で、状況に応じて、第2章及び第3章に定める措置を講ずる。（各所属）

第5章 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

第1節 目的

鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、濃厚接触することにより鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染し、発症する例が見受けられる。鳥インフルエンザウイルスは、他の動物のインフルエンザウイルスに比べて変異しやすいとされており、変異の結果、人に容易に感染する特性を有して新型インフルエンザとなる可能性が高いものである。このため、鳥インフルエンザの発生は社会不安を惹起するおそれがあり、新型インフルエンザ等対策に準じて適切に対処する必要がある。

よって、本章を設け、県警察が実施する措置をあらかじめ定め、事案発生時における迅速かつ的確な対処を行うこととし、もって、国民の生命、身体及び財産の安全の確保を図ることとする。

第2節 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策

第1 これまでに人への感染例のない鳥インフルエンザウイルスの人での発症が国外で認められた場合における措置

県警察は、警察庁及び知事部局等の関係機関と連携を図り、関連情報を入手した場合には、警察庁に報告する。（警備第二課）

また、発生国から外国人や在外邦人の多数が入国することも予想されることから、警察庁からの指示や関係機関等から支援要請がある場合のほか、必要と認められる場合には、国際海空港における警戒活動を行う。（地域課、警備第二課）

第2 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合における措置

1 県警察対策本部等の設置

県警察は、管轄区域内で鳥インフルエンザの人での発症を確認した場合には、警察庁対策室及び知事部局等の関係機関と連携し、県警察対策本部等を設置する。ただし、鳥インフルエンザを発症した人の感染場所が国外であることが明らかである場合は、当該鳥インフルエンザウイルスの病原性・感染力を考慮して、県警察対策本部等の設置を判断する。（警備第二課）

2 新型インフルエンザ等の発生時における措置に準じた対応

県警察等は、第3章に掲げる措置のうち、第1節第2（情報の収集・連絡体制の確立）、第4（装備資機材の活用）及び第5（情報通信の確保）、第2節第1の1（職員及びその家族に対する感染対策の周知徹底）及び第2（各種警察活動等における感染対策）、第4節第1（医療機関等における警戒活動）並びに第5節第1（犯罪の予防一般）及び第2（各種犯罪の捜査）を行う。

第3節 防疫措置の支援

1 防疫措置実施地域における警戒活動等

県警察は、防疫措置を支援するための警戒活動の実施に備え、平素から

知事部局等の関係機関との連携を強化する。

また、県警察は、防疫措置が実施される場合において、防疫措置に伴う混乱の発生を防止するため、警察庁報告するとともに、知事部局等の関係機関との連携を図りつつ、感染対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行う。（地域課、警備第二課）

2 防疫措置実施地域周辺における交通規制

県警察は、知事部局等の関係機関による防疫措置が実施される場合において、防疫措置実施地域周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、十分な感染対策を講じた上で、円滑な交通規制を実施する。（交通規制課）

(別 添)

特 定 接 種 の 対 象 と な り 得 る 警 察 職 員 等

部門等		対象者	業務等
佐賀県公安委員会		公安委員会委員長 公安委員会委員	県警察の管理
警察本部	県警察新型インフル エンザ等対策本部	県警察新型インフルエンザ等 対策本部要員のうち指定され た職員	県警察新型インフルエンザ等対策本部業務
	警務部	看守・護送業務に従事する警 察官	看守・護送業務
	生活安全部	検疫法・感染症法違反の捜査 活動に従事する警察官	隔離・停留場所及びその周辺における 捜査活動
		鉄道警察隊員 通信指令業務担当者	混乱に乗じて発生が予想される犯罪の 予防・取締り等
	刑事部	検視担当者 鑑識担当者	多数死体取扱い業務
	交通部	交通機動隊員 高速道路交通警察隊員	検疫施設等の周辺における交通規制活動
	警備部	機動隊員 管区機動隊員 航空隊員	医療施設等の周辺における警戒活動等
警察署	全部門	全警察職員	医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動
佐賀県情報通信部	情報通信部	機動警察通信隊員	検疫施設、医療施設等の周辺における 警戒活動等のための通信対策
その他新型インフルエンザ等対策上、特に必要がある者として警備部長が別に定めるもの			